

定 款



デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社と称し、英文では Digital Information Technologies Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータに関するソフトウェア及びハードウェアの設計、開発、製造、販売並びに輸出入
2. コンピュータ関連の情報機器、ネットワーク機器、その他周辺機器の販売、技術支援業務並びに輸出入
3. コンピュータネットワークを利用したネットワークへの接続サービス業務、情報発信業務並びに通信販売業務
4. マイクロコンピュータを利用して行うソフトウェア、ハードウェアの作成及び販売
5. インターネットを基盤とするシステムの研究開発
6. 情報処理システムの設計、研究開発、製造、販売並びに輸出入
7. 情報処理システムの運営管理及び保守業務
8. 各種情報処理サービス並びに各種情報提供サービス
9. 前各号に関する下記の事業
 - ① 教育及び教育のための講座の企画及び運営
 - ② 技術指導、運用指導及びその他コンサルティング業務
10. 労働者派遣事業
11. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、2, 480万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 7 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱い場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または

登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 11 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 13 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行ふことができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行ふことができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行ふことができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 12 名以内とする。

(取締役の選任および解任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議

長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任の一部免除)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会

(監査役および監査役会の設置)

第 30 条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任の一部免除)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 45 条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度

とする旨の契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 47 条 当会社は剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について
は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めること
ができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 48 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 49 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもな
お受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。